

津幡町不妊治療費一部助成について

○助成対象者

夫婦（事実婚を含む）であり、以下全てに該当する方

- 津幡町に住所を置いて、1年以上経過してから治療を開始している。
- 治療開始以降も津幡町に住所を有している。
- 医療保険に加入している。
- 治療開始時において妻の年齢が43歳未満である。

○助成内容

| 治療の種類 | 助成金額 | 回数 |
|--|--|--|
| <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">一般不妊治療</div> (タイミング療法・薬物治療 手術療法・人工授精など) | 出産1回あたり、自己負担額の 2分の1(上限5万円) | 制限なし |
| <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block;">生殖補助医療</div> <small>※先進医療除く (体外受精・顕微授精)</small> | 1回の治療 ¹⁾ につき自己負担額の 2分の1(上限5万円) | 出産1回につき 治療期間の初日における妻の年齢が ① 40歳未満 → 6回まで ② 40歳以上 → 3回まで 43歳未満 |
| <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">先進医療</div> | 1回の治療 ¹⁾ につき、治療費の 7割(上限15万円) | |

注1) 1回の治療とは、採卵術（実施するための準備を含む。）から胚移植術（その結果の確認を含む。）までの一連の診療過程を指す。既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植術を実施する場合には、当該胚移植の準備から結果の確認までを指す。受精しなかった場合や採卵したがいい状態の卵子が得られなかった場合も1回と数える。

○申請期限

治療を受けた日の属する年度内（1年度とは4月1日から翌年の3月31日まで）

一般不妊治療

治療途中でも年度内に係った費用については年度内に申請

生殖補助医療・先進医療

年度内に治療が終了した回の費用について年度内に申請

年度内に開始した治療が年度を超えて終了する回の方は次年度に申請

○注意事項（必ずお読みください）

- ・ 前年度に係った費用については助成の対象にはなりません。
- ・ **申請書の提出をもって助成申請を受け付けます。** 治療が3月中も続いている場合等、申請期限内にすべての書類の提出が困難な場合は、申請書提出の際に申し出てください。
- ・ 申請書以外の書類の最終提出期限は**翌年度の6月末日**です。

○申請書類について

【提出が必要なもの】

①不妊治療費助成交付申請書(請求書)

②医療機関受診等証明書

※院外処方費用も申請する場合は薬局でも同書類を記載してもらう必要があります

※証明書発行に係った費用は助成対象外となります。

③申請に係るすべての医療機関の領収書・明細書の原本

※領収書の原本の提出・提示がない場合は、医療機関の証明があっても助成対象外となりますので、ご了承ください。

※ご自身の控えとして原本が必要な場合は、コピーしたものを、原本とともに提出してください。

手続き終了後に、原本を返却します。

【書類提出時に提示が必要なもの】(提出書類の記載と間違いがないか確認します)

④夫婦の保険証

⑤振込先(銀行名・支店名・口座番号)のわかるもの

※以下⑥～⑩に該当する場合はそれぞれ書類を提出してください

⑥高額療養費の払戻しがあった…通知書等その金額がわかる書類の写し

限度額適用認定証を利用した…認定証の写し

(マイナンバーカードを健康保険証として使用し、限度額に抑えられている場合は不要)

《高額療養費制度について》

高額療養費制度とは医療機関や薬局で支払った額が同一月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。年齢や所得に応じて限度額の区分が定められています。

医療費の支払い後に限度額の払い戻しを受けるには、手続きが必要な場合があります。手続きの詳細はご加入の健康保険組合にお尋ねください。

⑦健康保険に付加給付制度がある…給付額が分かる書類の写し

《付加給付制度について》

医療費が一定の自己負担額を超えた場合、その超えた金額を健康保険組合が支給してくれる健康保険組合独自の制度です。助成金額算出の際は付加給付金額を差し引きます。詳細は健康保険組合にお問い合わせください(診療月から付加給付決定までに概ね2～3ヶ月かかります)

⑧夫婦とも町内在住だが世帯が異なる…戸籍謄本

⑨夫婦の一方が津幡町民でない…町民でない方の住民票

⑩事実婚である…事実婚に関する申立書及び夫婦それぞれの戸籍謄本

<申請先・問合せ先>

津幡町 健康推進課 TEL: 288-7926